政令第二百二十八号

原子力規制委員会設置法の施行期日を定める政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会設置法の施行期日は、平成二十四年九月十九日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

原子力規制委員会設置法第二十二条第一項の員数を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百二十九号

原子力規制委員会設置法第二十二条第一項の員数を定める政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会設置法第二十二条第一項の政令で定める員数は、四十人とする。

附　則

この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

原子力規制庁組織令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百三十号

原子力規制庁組織令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第三項並びに原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第七条第六項及び第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（次長）

第一条　原子力規制庁に、次長一人を置く。

2　次長は、原子力規制庁長官を助け、原子力規制庁の事務を整理する。

（総括整理職の数）

第二条　原子力規制庁の所掌事務の一部を総括整理する職に係る原子力規制委員会設置法（以下「法」という。）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、五人とする。

（原子力規制庁の課等の数）

第三条　原子力規制庁に置く課及びこれに準ずる室に係る法第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、六とする。

2　原子力規制庁に置く課長に準ずる職に係る法第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、五人とする。

附　則

この政令は、法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

原子炉安全専門審査会令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百三十一号

原子炉安全専門審査会令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第十五条第一項及び第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　原子力規制委員会設置法第十五条第一項の政令で定める員数は、三十人とする。

2　原子炉安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

第二条　臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（臨時委員等の任期等）

第三条　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

2　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

3　臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第四条　審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6　審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。